

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>まごころ奨学金制度は「貸与型」から「給付型」に改定することが望ましいと考えている。そのため、「給付型」に移行することは賛成である。2013年度から2年間の実績におけるまごころ奨学金貸与者家庭の平均収入額は200万円以下となっており、厳しい状況にある。また、まごころ奨学金を高校から大学院卒業まで受けた場合には、卒業と同時に約900万円の返済額が発生する。今後は、本来支援をうけるべき犯罪被害者の子どもが、卒業後長期にわたって奨学金の返済を背負うことになる仕組みを解消し、犯罪被害者の実情にあった支援が促進されることを希望する。</p> <p>犯罪被害者はそもそも生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされると言っただ目に見える被害に加え、捜査・公判段階での精神的・物理的負担から「被害者にも落ち度があった」といった偏見に対する精神的苦痛、強姦や虐待に伴う心のケア、報道被害など極めて大きな被害を受けている。犯罪被害者が再び平穏な生活を送り、社会に対する信頼を取り戻す手助けを行うことが犯罪被害者支援であるとするならば、画一的な制度に基づく給付方法ではなく、相互扶助の精神で、ひとりひとりのニーズに合った、柔軟できめ細やかな対応がなされる制度とすることが、犯罪被害者を支え、ひいては預保納付金の有効活用につながると考える。</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>
2	<p>この改正に賛成である。しかしながらこの実施にあたり、給付制とした場合には、虚偽の犯罪事実をもって金銭を得ようとする動機が新たに発生することには気をつけなければならないと考える。</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>

3	<p>被害者への返還を、活動の第一の目的とするべきであり、それ以外にお金を使ってはいけない。返還できなかった金額は、全額、振り込め詐欺等の被害者に対する救済に使うべきである。</p>	<p>犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（振り込め詐欺救済法）においては、振り込め詐欺等の預貯金口座への振込みを利用した犯罪の被害者に対して、振り込んだ先の口座（犯罪利用口座）に一定の残高がある場合、これを金融機関から被害者に返金することによって被害の回復を図ることとされております。</p> <p>他方、こうした救済に向けた努力にもかかわらず、被害者からの返金申請がなかった場合など、返金しきれずに残金が発生する場合があります。振り込め詐欺救済法上、金融機関は、この残金を預金保険機構に納付することとされており（預保納付金）、同機構は、一定額を留保した上で、この預保納付金を犯罪被害者等の支援の充実のために支出することとされています。</p>
4	<p>犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する助成は国のお金ですべきであり、支出は奨学金事業だけに限定すべきである。</p>	<p>その具体的な使途につきましては、「預保納付金の具体的使途について」（振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム、平成23年8月26日）及び「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム報告書」（平成28年3月17日）において、関係行政機関、犯罪被害者支援団体、学識経験者等からのヒアリングを踏まえ、①犯罪被害者等の子供に対する奨学金事業と、②犯罪被害者等支援団体に対する助成事業に支出されるべきこととされており、この2事業に支出することが適当と考えます。</p> <p>なお、上記「預保納付金の具体的使途について」において、被害者の視点に立った支援を実現するためには、国のみならず、被害者支援のノウハウが蓄積されている民間の犯罪被害者等支援団体による迅速かつ柔軟で、継続的な支援活動が必要であり、犯罪被害者等支援団体に対して預保納付金を支出することによって、その支援活動の充実・強化を図ることが有益であるとされたところです。</p>